

事務連絡
平成 22 年 3 月 31 日

各都道府県建設業協会
専務理事事務局長 殿

社団法人 全国建設業協会
専務理事 押田 彰



「特定特殊自動車の排出ガス規制強化に関するパンフレット」の送付について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 18 年より「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（通称：オフロード法）によるオフロード特殊自動車の使用規制が始まっておりますが、今回、当法律施行規則等が改正され、ディーゼル特定特殊自動車の排出ガス規制が強化されました。

つきましては、今回の改正概要を取りまとめたパンフレットを国土交通省、環境省、経済産業省の 3 省にて作成し、関係団体宛てに周知依頼がございました。各協会 50 部のみの参考送付となりますが、パンフレットの内容をご確認の上、適宜配布していただきたく、お願い申し上げます。

以上

事 務 連 絡
平成 22 年 3 月 25 日

オフロード法関係団体
事務局担当者 各位

環境省水・大気環境局自動車環境対策課長補佐
(オフロード法担当)

「特定特殊自動車の排出ガス規制強化に関するパンフレット」の送付について

環境行政の推進につきましては、平素よりご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

公道を走行しない特殊自動車については、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成 17 年法律第 51 号）により、平成 18 年から排出ガス規制が開始されておりますが、この度、環境省、経済産業省及び国土交通省では、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成 18 年経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号）及び特定特殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を定める告示（平成 18 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 1 号）の一部を平成 22 年 3 月 18 日に改正し、ディーゼル特定特殊自動車の排出ガス規制を強化いたしました。今回の改正により、平成 23 年 10 月以降の新型車から改正基準による規制対象車となります。（※なお、規制適用日は特定特殊自動車の定格出力帯ごとに異なります。）

つきましては、今回の改正概要についてとりまとめたパンフレットを作成いたしましたので、送付いたします。パンフレットの内容をご確認の上、貴傘下会員への配布による周知方、ご協力をお願いいたします。

今後とも大気環境保全施策につきまして一層のご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

【問い合わせ先】

環境省水・大気環境局自動車環境対策課
オフロード法担当 木下

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL 03-3581-3351 (内 6525)

FAX 03-3593-1049

E-mail : SUGURU_KINOSHITA@env. go. jp